

IASBがIFRS第15号の発効日の1年延期を提案する公開草案を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

要点

- 本公開草案は、IFRS第15号の発効日を2018年1月1日以後開始する事業年度に延期することを提案する。早期適用は認められる。
- IFRS第15号の発効日案は、米国基準で報告する企業の新収益基準（ASU2014-09）の発効日案と原則的に一致する。
- 本公開草案に対するコメントは、2015年7月3日が期限である。

本IFRS in Focusは、一般のコメントを募集するため2015年5月に公表された公開草案ED/2015/2「IFRS第15号の発効日（IFRS第15号の修正案）」（ED）に示された、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の修正案を要約したものである。

なぜ本修正が提案されたか？

以下の要素の組み合わせによって、IFRS第15号に関する現在の状況が例外的なものとなっているため、IASBは、IFRS第15号の発効日を延期することを提案した。

- ライセンスに関するガイダンスを明確化すること及び履行義務を識別することに関するガイダンスの設例を追加することを含む、目的を絞ったIFRS第15号の修正を提案する暫定決定。
- 本基準の公表の遅延。これにより企業が期待していた適用のための時間が奪われた。
- 米国財務会計基準審議会（FASB）と原則的に一致する発効日を維持することの便益。

本EDで提案された変更は何か？

IFRS第15号は、現在は2017年1月1日以後開始する事業年度での適用が強制されており、早期適用が認められている。本修正案では、IFRS第15号は、2018年1月1日以後開始する事業年度（当事業年度中の期中報告期間を含む）に発効し、早期適用が引き続き認められる。

本修正案に対するコメント期限は、2015年7月3日である。

IASBは、2015年7月の会議で本トピックに関する議論を最終化する予定である。

見解

2015年4月29日、FASBは、米国会計基準で報告する公開企業及び非公開企業に、新収益基準の発効日を1年延期する会計基準更新（ASU）案を公表した。FASBは、新収益基準における当初の発効日時点（すなわち、2016年12月15日より後に開始する事業年度）で、新基準の早期適用を企業に認めることも暫定決定した。

以上